

那覇市路上違反簡易広告物除却活動員設置要綱

平成 27 年 11 月 2 日部長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。)第 7 条第 4 項の規定に基づき、那覇市屋外広告物条例(平成 24 年那覇市条例第 69 号。以下「条例」という。)に違反する簡易広告物について、その除却を市長の委任を受けた地域住民等との協働によって実施することにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易広告物 法第 7 条第 4 項の規定により除却の対象となるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいう。
- (2) 路上違反簡易広告物 道路区域内に表示又は設置された簡易広告物で、条例に違反するものをいう。

(活動団体の認定)

第 3 条 市長は、路上違反簡易広告物の除却を実施することが適当と認める団体(満 18 歳以上の者 3 人以上で構成される市民団体、企業その他の団体に限る。)を路上違反簡易広告物除却活動団体(以下「活動団体」という。)に認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、路上違反簡易広告物除却活動団体認定申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、那覇市道路ボランティア団体にあつては、当該書類の全部又は一部を添付しないことができる。

- (1) 路上違反簡易広告物除却活動員名簿(活動団体の構成員として除却活動員になろうとする者の名簿)(第 2 号様式)
- (2) 路上違反簡易広告物除却活動計画書(第 3 号様式)
- (3) 路上違反簡易広告物の除却を実施する予定地域を示す図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(活動団体認定書の交付等)

第 4 条 市長は、前条第 2 項の規定による申請書を提出した団体を活動団体に認定したときは、当該団体に対し路上違反簡易広告物除却活動団体認定書(第

4号様式)を交付するものとする。

2 認定の期間は、前項の規定による認定書の交付の日から2年以内とする。

3 前項の認定の期間について、市長が適当と認めるときは、これを更新することができる(第1号様式を提出すること)。

(活動団体変更等の届出)

第5条 活動団体は、第3条第2項の規定により提出した書類に記載した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、路上違反簡易広告物除却活動団体認定変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 活動団体は、解散又はその活動を中止したときは、遅滞なく、路上違反簡易広告物除却活動団体解散届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(活動団体認定の取消し)

第6条 市長は、活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 構成員が3人未満になったとき。

(2) 活動団体としてふさわしくない行為があったとき。

(3) その他活動団体が路上違反簡易広告物の除却を実施することが適当でなくなったと市長が認めるとき。

(除却活動員への委任等)

第7条 市長は、法第7条第4項の規定により、活動団体の構成員に対し、除却活動員として路上違反簡易広告物の除却の権限を委任する。

2 除却活動員は、市長が開催する路上違反簡易広告物の除却に関する講習会を受講しなければならない。

3 第1項の権限の委任期間は、2年以内とする。

4 前項の委任期間について、市長が適当と認めるときは、これを更新することができる(第1号様式を提出すること)。

5 市長は、第1項の規定による委任をしたときは、除却活動員に対し路上違反簡易広告物除却活動員証明書(第7号様式。以下「証明書」という。)及び腕章を交付するものとする。

(除却活動)

第8条 除却活動員は、路上違反簡易広告物除却活動計画書(第3号様式)により示した日時及び場所において除却活動を行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、活動団体の代表者が、事前に路上違反簡易広告物除却活動連絡書(第8号様式)により市長に報告した場合に限りそれ以外の日時及び場所における除却活動を行うことができるものとする。

3 除却活動員が除却できる路上違反簡易広告物は、政党、政治団体、労働団体その他の団体又は個人が政治活動又は労働組合活動のために表示する広告物以外で市長が指定するものとする。

- 4 除却活動員は、3人以上で除却活動を行い、活動中の事故防止に留意しなければならない。
- 5 除却活動員は、除却活動を行うときは、前条第5項の規定により交付された証明書を携帯し腕章を着用しなければならない。
- 6 除却活動員は、簡易広告物が路上違反簡易広告物に該当するかどうか不明確な場合、その除却を行ってはならない。
- 7 除却活動員は、法、条例その他の関係法令及びこの要綱の規定を遵守するとともに、市長の指示に従うものとする。
- 8 除却活動員は、路上違反簡易広告物を表示又は設置した者等との間で争いが生じたときは、除却活動を中止し、直ちに市長に連絡しなければならない。
- 9 除却活動員は、その権限の行使上知り得た秘密を洩らしてはならない。除却活動員の身分を失った後も、同様とする。

(報告)

第9条 活動団体の代表者は、除却活動を行ったときは、路上違反簡易広告物除却活動報告書(第9号様式)により速やかに市長に活動状況を報告するものとする。この場合において、当該報告は、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。

(除却活動員委任の取消し)

第10条 市長は、活動団体が第5条第2項に規定する路上違反簡易広告物除却活動団体解散届を提出したときは、その所属に係る除却活動員に対する委任は、当該届により取り消されたものとみなす。活動団体が第6条の規定により認定を取り消されたときもまた同様とする。

2 除却活動員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該除却活動員に対する委任を取り消すことができる。

(1) 除却活動員から退任の申出があったとき。

(2) 除却活動員としてふさわしくないと認める行為があったとき。

3 除却活動員は、その委任を取り消されたときは、第7条第5項の規定により交付された証明書及び腕章を市長に返却しなければならない。

(活動への支援)

第11条 市長は、除却活動員の除却活動に対し、予算の範囲内において次に掲げる事項に関し支援することができる。ただし、活動団体及び除却活動員に対し除却活動の対価としての報酬等は支給しない。

(1) 除却活動に必要な用具の貸与

(2) 除却活動員のボランティア保険への加入

(3) その他市長が必要と認めるもの

(表彰)

第12条 市長は、活動団体としての除却活動が特に優れていると認める場合に、

当該活動団体を表彰することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則 (平成30年5月11日部長決裁)

この要綱は、平成30年5月11日から施行する。

受付番号				
------	--	--	--	--

路上違反簡易広告物除却活動団体認定申請書

令和 年 月 日

那覇市長 宛

（申請者）団体名

住 所

代表者氏名

電話番号

那覇市路上違反簡易広告物除却活動員設置要綱の規定に基づき、下記のとおり路上違反簡易広告物除却活動団体として申請します。

記

1 活 動 地 域

2 活 動 員 数 人

添付書類等 ① 路上違反簡易広告物除却活動員名簿（第2号様式）
② 路上違反簡易広告物除却活動計画書（第3号様式）
③ 路上違反簡易広告物の除却を実施する予定地域を示す
図面

第4号様式（第4条関係）

認定番号

路上違反簡易広告物除却活動団体認定書

団 体 名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____

那覇市路上違反簡易広告物除却活動員設置要綱の規定に基づき、下記のとおり認定します。

記

1 活動地域

2 活動員数 人

3 認定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

令和 年 月 日

那覇市長 印

※注意事項 以下の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の届出を行うこと。

- 1 代表者に変更があったとき（第5号様式）
- 2 除却活動員に変更があったとき（第5号様式、第2号様式）
- 3 活動内容に変更があったとき（第5号様式、第3号様式）
- 4 団体が解散又はその活動を中止したとき（第6号様式）

第5号様式（第5条関係）

路上違反簡易広告物除却活動団体認定変更届

令和 年 月 日

那覇市長 宛

団 体 名 _____

住 所 _____

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

令和 年 月 日付け認定番号 _____ で認定を受けた事項について、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更内容
変更前

変更後

3 変更日 令和 年 月 日

※申請時の路上違反簡易広告物除却活動員名簿(第2号様式)又は路上違反簡易
広告物除却活動計画書(第3号様式)に変更がある場合は、添付ください。

第6号様式（第5条関係）

路上違反簡易広告物除却活動団体解散届

令和 年 月 日

那覇市長 宛

団 体 名 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

代 表 者 氏 名 _____

下記のとおり、那覇市路上違反簡易広告物除却活動団体の解散又は活動を中止したので下記のとおり届け出ます。

記

1 認定期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 解散日 令和 年 月 日

3 解散理由

第7号様式（第7条関係）

NO. _____

路上違反簡易広告物除却活動員証明書

団体名

氏名

上記の者は、屋外広告物法第7条第4項に基づき路上違反簡易広告物の除却を委任した路上違反簡易広告物除却活動員であることを証明する。

令和 年 月 日

那覇市長

印

(腕章)

路上違反簡易広告物
除却活動員
那覇市

NO. _____

第8号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

路上違反簡易広告物除却活動連絡書

那覇市路上違反簡易広告物除却活動員設置要綱の規定に基づき、除却活動について次のとおり連絡します。

路上違反簡易広告物 除却活動団体名	
連絡者	
除却日時	
除却場所	
活動人数	
計画外で活動を行う 理由等	
受付日時	
受付者	

第9号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

路上違反簡易広告物除却活動報告書

団 体 名 _____
住 所 _____
代表者氏名 _____

活動年月 令和 年 月

活動日	除却場所	除却件数				活動人数	備考
		はり紙	はり札	立看板	広告旗		
合計						延べ 人	

※必要に応じ、除却活動写真を添付。